

市立児童クラブの今後の運営についての見直し案

1 市立児童クラブの課題

共働き家庭が増加する中で、子どもたちが安全・安心に過ごすことができるよう、地域特性を考慮した放課後の居場所を確保していく必要がありますが、本市の市立児童クラブについては、待機児童数が157人(令和7年5月時点)であることや、受入れ年齢が一部のクラブを除けば、3年生までに留まっていることなどが喫緊の課題となっています。

2 将来的に目指す姿及び取組

(1)受入れ対象児童の拡大

ア 年齢の拡大

現在、本市では、市立児童クラブの受入れ年齢を、原則として小学校等の1年生から3年生(障害等により特別に支援が必要な児童は6年生)までとし、4年生又は6年生までの受入れは、モデル事業として実施していますが、今後は、可能な限り早期に市内全域で受入れ年齢を6年生まで拡大することを目指し、4年生又は6年生までを受け入れる市立児童クラブの拡充を進めます。

イ 要件の拡大

現在、本市では、育児休業の取得を市立児童クラブの入会要件としていませんが、職場復帰に向けた準備期間である場合、育児休業期間を延長した場合等に市立児童クラブを利用可能とすることにより、子育て世代がより安心して子育てをすることができるよう、入会要件に育児休業の取得を追加したいと考えています。

(2)受入れ体制の整備

ア 場所の確保

できるだけ放課後にそのまま学校敷地内で過ごすことができるよう、小学校等の余裕教室などの更なる活用のほか、普通教室の時間帯利用の検討など、対策を加速化し、場所の確保を進めます。

イ 職員の確保・質の向上

市立児童クラブの入会児童数の増加に伴い、児童育成支援員等の人材の確保が課題となっています。また、日々の出欠連絡や確認作業は主に電話で行っているため、保護者だけでなく職員にとっても大変負担となっています。

そこで、入退室、出欠管理をシステム化することで、利用状況がアプリ等で確認できるようになるなど、保護者や職員の負担軽減、利便性の向上を図ります。また、ICTを導入することで削減された事務作業時間を活用して職員研修を行い、子どもの見守りの質の向上を目指します。

(3)安定的運営の確保(育成料等の適正化)

市立児童クラブは、児童育成支援員等の人件費、施設の維持管理費、光熱水費等の経費を、国・県・市の負担金並びに利用者(保護者)から徴収する育成料及び延長育成料によって運営しています。

このため、令和8年度以降の育成料及び延長育成料について、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は引き続き免除とした上で、国の示す基準の割合(利用者の負担割合が運営費の二分の一)に近づけることを念頭に置きつつ、子育て世代の負担軽減の観点を踏まえたものに改定にしたいと考えています。